

①国名	マリ共和国 Republic of Mali (ML)				
②名称	Ministry of Trade and Industry Malian Centre for the Promotion of Industrial Property (CEMAPI)				
③所在地	Hamdallaye ACI 2000, Rue 404 Porte 165, B.P. E1546, Bamako				
④連絡先	(電話) (223) 20 29 90 90 / (223) 20 29 90 91 (FAX) (223) 229 90 91 (E-mail) traore.fatim@gmail.com (internet)				
⑤組織の長	Director : Ms. Fatoumata Siragata Traoré				
⑥沿革	<p>(1) 1960 年フランスから独立、マリ共和国となった。その後、クーデターが繰り返され、2012 年の騒乱以降は国連マリ多面的統合安定化ミッション (MINUSMA) が展開していたが、2023 年末に暫定政府の要請により、その任務は終了した。</p> <p>(2) 2023 年に新憲法が制定されたとの報道があるが詳細は不明である。WIPO に寄託された 1992 年施行の憲法によれば、知的財産についての規定はないが、第 6 条に財産の不可侵、第 13 条に公正かつ事前の補償による公益目的以外には財産保有が保証されることが規定されていた。</p> <p>(3) 1977 年 3 月にバンギにおいて、アフリカ知的所有権機関 "Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OAPI)" の設立に関するバンギ協定が取り決められ、1982 年 2 月 8 日に発効し、1999 年 2 月 24 日に施行された。加盟国は、マリの他、ブルキナファソ、ベナン、コンゴ、コートジボワール、中央アフリカ、カメルーン、ガボン、ギニア、赤道ギニア、ギニアビサウ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、チャド及びトーゴの 17 国であった。</p> <p>尚、バンギ協定加盟国は国内に産業財産権法を有さず、バンギ協定に基づく統一された特許制度、商標制度、意匠制度を有する。</p> <p>(5) マリは、1984 年 10 月 19 日、特許協力条約 (PCT) に加盟し、OAPI を受理官庁とした。</p> <p>(6) ハーグ条約に 2006 年 9 月 7 日に加盟する一方、OAPI において 2008 年 9 月 16 日にハーグ協定 (ジュネーブ・クト) が発効した。</p> <p>(7) コモロ連合が、2013 年 5 月 25 日にバンギ協定に加盟して、OAPI の第 18 番目の加盟国となった。</p> <p>(8) OAPI において 2015 年 3 月 5 日にマドリッド・プロトコールが発効した。</p>				
⑦所管	特許権、実用新案権、意匠権、商標権				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マトリット (原産地表示)
	1982/8/14	1962/3/19		2016/9/30	
	ナイビ (オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1983/3/1			
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT (著作権)	WPPT (演奏及びレコード)
	2016/2/13			2002/4/24	2002/5/20
	ハーグ				リスボン
	ロンドンクト		ハーグクト	ジュネーブクト	
			2006/9/7		
	マドリッド (標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
			1984/10/19		
	ストラスブル	ウィーン	WTO		
			1995/5/31		

①国名	マリ共和国 Republic of Mali (ML)				
⑪統計データ	出願件数	2020年	2021年	2022年	2023年
特許	全数	479	612	549	516
	(内 外国出願)				
	(内 日本から)	22	16	13	1
	(内 PCT ルート)	324	397	380	328
実用新案	全数	15	18		
	(内 外国出願)				
意匠	全数	505	438	468	655
	(内 外国出願)				
	(内 日本から)	4	1	2	
商標	全数	6,464	6,843	6,188	6,661
	(内 外国出願)				
	(内 日本から)	59	74	60	50
登録件数		2020年	2021年	2022年	2023年
特許	全数	580	505	530	600
	(内 外国出願)				
	(内 日本から)	7	20	30	7
	(内 PCT ルート)	442	363	399	422
実用新案	全数	15	17		
	(内 外国出願)				
意匠	全数	477	432	215	347
	(内 外国出願)				
	(内 日本から)	5	1		2
商標	全数	6,800	7,117	4,674	6,006
	(内 外国出願)				
	(内 日本から)	67	74	61	65
出典: WIPO IP Statistics					
⑫ 組 織					
<組織図>					

①国名	マリ共和国 Republic of Mali (ML)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2015年12月14日公布(バンギ協定)
	③地理的効力の範囲	バンギ協定加盟国に効力が及ぶ
	④他国制度との関係	バンギ協定加盟国(OAPI)
	⑤出願人資格	発明者及び承継人。職務発明又は委託発明は、契約が無い場合、雇用者又は委託者(顧客)に発明は帰属し、従業者は相当の報酬を得る。 (付属文書1 特許 第9条, 第11条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。バンギ協定加盟国の国内に非居住の出願人は、バンギ協定加盟国の国内に居住する弁理士を選任しなければならない。 (バンギ協定 第8条(3))
	⑦出願言語	フランス語、英語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (付属文書1 特許 第8条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(付属文書1 特許 第3条)
	⑩グレースピリオド	有。次の開示は新規性判断に考慮されない。 (1) 出願人又は承継人に対する濫用による開示日から12月以内。 (2) 出願人又は承継人による公認の国際博覧会における展示日から12月以内。 (付属文書1 特許 第3条)
	⑪非特許対象	(1) 発見、自然科学的理論及び数学的方法 (2) ビジネス、純粹に精神活動又はゲームを行うための枠組、原則又は方法 (3) 単なる情報の提示 (4) コンピュータ・プログラム (5) 専ら装飾的な性質の作品 (6) 文学的、建築的及び美術的作品又は他の審美的創作物 (以上、付属文書1 特許 第1条) (7) 公序良俗に反する発明 (8) 人体又は動物の体の治療方法及び診断方法 (9) 動植物の品種、微生物学的方法を除く、品種を繁殖させるための本質的に生物学的方法 (以上、付属文書1 特許 第2条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。(付属文書1 特許 第23条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。

①国名	マリ共和国 Republic of Mali (ML)																																	
特許制度	⑯出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から 18 月以内に公開される。 (付属文書 1 特許 第 19 条)。																																
	⑯異議申立制度の有無	有。出願の公開から 3 月以内に、何人も、異議申立することができる。 (付属文書 1 特許 第 20 条)																																
	⑯無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人又は公訴官は、無効の申立をマリの管轄裁判所に提訴することができる。 (付属文書 1 特許 第 46 条)																																
	⑯実施義務	有。出願後 4 年以内又は登録後 3 年以内の何れか遅い時点までに、OAPI 加盟国の少なくとも 1 国において十分に実施されないとときは、強制実施権付与の設定対象となる(付属文書 1 特許 第 49 条)。																																
⑯費用	<p>[出願から登録までに掛かる費用] 2025 年 1 月 1 日現在</p> <table> <tbody> <tr> <td>出願料</td> <td>225,000 FCFA</td> </tr> <tr> <td>優先権主張(1 件ごと)</td> <td>75,000 FCFA</td> </tr> <tr> <td>公開手数料</td> <td>365,000 FCFA</td> </tr> <tr> <td>審査請求料</td> <td>250,000 FCFA</td> </tr> <tr> <td>公告手数料</td> <td>200,000 FCFA</td> </tr> <tr> <td>公告料加算</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 11~20 頁</td> <td>120,000 FCFA</td> </tr> <tr> <td> 21~30 頁</td> <td>300,000 FCFA</td> </tr> <tr> <td> 31~40 頁</td> <td>600,000 FCFA</td> </tr> <tr> <td> それ以上の加算(10 頁ごと)</td> <td>65,000 FCFA</td> </tr> <tr> <td> 10 項を超える加算(1 項ごと)</td> <td>80,000 FCFA</td> </tr> </tbody> </table> <p>[特許権維持に掛かる費用] 2025 年 1 月 1 日現在</p> <table> <tbody> <tr> <td>年金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 2~5 年次</td> <td>270,000 FCFA(毎年)</td> </tr> <tr> <td> 6~10 年次</td> <td>400,000 FCFA(毎年)</td> </tr> <tr> <td> 11~15 年次</td> <td>525,000 FCFA(毎年)</td> </tr> <tr> <td> 16~20 年次</td> <td>675,000 FCFA(毎年)</td> </tr> </tbody> </table>		出願料	225,000 FCFA	優先権主張(1 件ごと)	75,000 FCFA	公開手数料	365,000 FCFA	審査請求料	250,000 FCFA	公告手数料	200,000 FCFA	公告料加算		11~20 頁	120,000 FCFA	21~30 頁	300,000 FCFA	31~40 頁	600,000 FCFA	それ以上の加算(10 頁ごと)	65,000 FCFA	10 項を超える加算(1 項ごと)	80,000 FCFA	年金		2~5 年次	270,000 FCFA(毎年)	6~10 年次	400,000 FCFA(毎年)	11~15 年次	525,000 FCFA(毎年)	16~20 年次	675,000 FCFA(毎年)
出願料	225,000 FCFA																																	
優先権主張(1 件ごと)	75,000 FCFA																																	
公開手数料	365,000 FCFA																																	
審査請求料	250,000 FCFA																																	
公告手数料	200,000 FCFA																																	
公告料加算																																		
11~20 頁	120,000 FCFA																																	
21~30 頁	300,000 FCFA																																	
31~40 頁	600,000 FCFA																																	
それ以上の加算(10 頁ごと)	65,000 FCFA																																	
10 項を超える加算(1 項ごと)	80,000 FCFA																																	
年金																																		
2~5 年次	270,000 FCFA(毎年)																																	
6~10 年次	400,000 FCFA(毎年)																																	
11~15 年次	525,000 FCFA(毎年)																																	
16~20 年次	675,000 FCFA(毎年)																																	
⑯料金減免措置の有無	無。																																	
⑯PCT における国内料金減額措置の有無	無。(マリにおける PCT 出願による特許は、OAPI 経由でのみ取得できる。)																																	

①国名	マリ共和国 Republic of Mali (ML)	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2015年12月14日公布(バンギ協定)
	③地理的効力の範囲	バンギ協定加盟国に効力が及ぶ
	④他国制度との関係	バンギ協定加盟国(OAPI)
	⑤出願人資格	考案者及び承継人。職務考案又は委託考案は、契約が無い場合、雇用者又は委託者(顧客)に考案は帰属し、従業者は相当の報酬を得る。 (付属文書2 実用新案 第7条, 第9条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理の資格	要。バンギ協定加盟国の国内に非居住の出願人は、バンギ協定加盟国の国内に居住する弁理士を選任しなければならない。 (バンギ協定第8条)
	⑦出願言語	フランス語、英語
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から10年。 (付属文書2 実用新案 第6条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (付属文書2 実用新案 第2条(1))
	⑩グレースピリオド	有。次の事項から先立つ12月は新規性を考慮しない。 (1) 出願人又は承継人による開始日 (2) 出願人又は承継人による公認の国際博覧会における展示日 (付属文書2 実用新案 第2条)
	⑪不登録対象	(1) 発見、自然科学的理論及び数学的方法 (2) 奢美的創作物 (3) 精神的活動、ビジネスを行うための方法等、コンピュータ・プログラム (4) 情報の提示 (以上、付属文書2 実用新案 第1条) (5) 公序良俗、公衆衛生、国家経済又は国防に反する考案 (以上、付属文書2 実用新案 第4条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (付属文書2 実用新案 第21条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月以内に公開される。 (付属文書1 実用新案 第17条)。
	⑯異議申立制度の有無	有。出願の公開から3月以内に、利害関係人は異議申立することができる。 (付属文書2 実用新案 第18条)

①国名	マリ共和国 Republic of Mali (ML)	
実用新案制度	⑯無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人又は公訴官は、無効の申立をマリの管轄裁判所に提訴することができる。 (付属文書2 実用新案 第52条)。
	⑰実施義務	有。出願後4年以内又は登録後3年以内の何れか遅い時点までに、OAPI加盟国の少なくとも1国において十分に実施されないときは、強制ライセンス付与の設定対象となる。 (付属文書2 実用新案 第37条)
	⑯費用 単位 FCFA (フラン・シーフア)	[出願から登録までに掛かる費用] 2025年1月1日現在 出願料 20,000 FCFA 優先権主張出願 25,000 FCFA 公開手数料 30,000 FCFA 審査請求料 25,000 FCFA 公告手数料 20,000 FCFA 公告料加算 10頁以上の加算(10頁ごと) 15,000 FCFA 10項を超える加算(1項ごと) 45,000 FCFA
		[実用新案権維持に掛かる費用] 2025年1月1日現在 年金 2-5年次 20,000 FCFA(毎年) 6-10年次 35,000 FCFA(毎年)
	⑰料金減免措置の有無	無。
	⑱PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	マリ共和国 Republic of Mali (ML)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2015年12月14日公布（バンギ協定）
	③地理的効力の範囲	バンギ協定加盟国に効力が及ぶ
	④他国制度との関係	バンギ協定加盟国(OAPI)
	⑤出願人資格	創作者及び承継人（自然人、法人）（付属文書4 意匠 第3条）
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 バンギ協定加盟国の国内に非居住の出願人は、バンギ協定加盟国の国内に居住する弁理士を選任しなければならない。 (バンギ協定第8条)
	⑦出願言語	フランス語、英語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年ずつ2回延長できる。（最長15年） (付属文書4 意匠 第19条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (付属文書4 意匠 第2条)
	⑩グレース・リオド	有。次の事項から先立つ12月は新規性を考慮しない。 (1) 出願人又は承継人に対してなされた明らかな違反 (2) 出願人又は承継人による公認の国際博覧会における展示 (付属文書4 意匠 第2条)
	⑪不登録対象	(1) 意匠ではないもの (付属文書4 意匠 第2条) (2) 公序良俗に反する意匠 (3) 特許可能な発明とも解される意匠
	⑫実体審査の有無	無。審査は、方式要件についてのみ行われる。 (付属文書4 意匠 第16条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。 (付属文書4 意匠 第3条)
	⑯関連意匠制度の有無	無。ただし、同一区分であれば1出願に100意匠を含むことができる。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (付属文書3 意匠 第9条(2))
	⑱意匠分類	国際分類（ロカルノ分類）を採用している。 (ロカルノ協定には未加盟)
	⑲出願公開制度の有無	有。 (付属文書4 意匠 第12条)。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願時に申請すれば出願日（優先日）から12月を超えない期間で公開を延期できる。

①国名	マリ共和国 Republic of Mali (ML)	
意匠制度	②①異議申立制度 の有無	有。 出願の公開から 3 月以内に、何人も、異議申立することができる。 (付属文書 4 意匠 第 13 条)。
	②②無効審判制度	無。無効審判制度はないが、意匠の無効は利害関係人又は公訴官がマリの管轄裁判所に提訴することができる。 (付属文書 4 意匠 第 31 条)
	②③登録表示義務	無。
	②④費用 単位 FCFA (フラン・ シーファ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 50,000 FCFA [意匠権維持に掛かる費用] 存続期間更新料 115,000 FCFA
	②⑤料金減免措置 の有無	無。

①国名	マリ共和国 Republic of Mali (ML)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2015年12月14日公布(バンギ協定)
	③地理的効力の範囲	バンギ協定加盟国に効力が及ぶ
	④他国制度との関係	バンギ協定加盟国(OAPI)
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、原産地表示、商号、不正競争
	⑥商標の種類	商品・役務が他人と識別可能な可視的又は聴覚的な標識。 具体的には、語句；自体又は識別力を有する形態の氏；特別な、恣意的な又は架空の称号；図形；形状及び色彩の配置、組み合わせ又は濃淡；音声及び音楽の聴覚的標識、視聴覚的標識、連続標識 (付属文書3 商標 第2条)
	⑦出願人資格	商標を使用する者(自然人、法人)。 (付属文書3 商標 第8条)
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (付属文書4 商標 第5条(3))
	⑨本国登録要件	無。 (付属文書4 商標 第8条)
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。バンギ協定加盟国の国内に非居住の出願人は、バンギ協定加盟国の国内に居住する弁理士を選任しなければならない。 (バンギ協定第8条)
	⑪出願言語	フランス語、英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日又は優先日から10年。10年ごとに更新できる。 (付属文書3 商標 第22条)
	⑬グレースピリット	無。
	⑭不登録対象	(1) 公序良俗に反する標章 (2) パリ条約第6条で登録を排除されている標章 (3) 識別性がなく、特に製品の必須的又は共通的な名称あるいは構造からなる標章 (4) 公衆を欺瞞するおそれがある要素を含む標章 (付属文書3 商標 第3条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。パリ条約第6条(2)及びTRIPS協定第16条(2)及び(3)の規定の下で「周知商標」として保護される商標は保護される。 (付属文書3 商標 第5条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。ただし、商品と役務とを1つの出願で行うことは認められず、これらは別々の出願としなければならない。

①国名	マリ共和国 Republic of Mali (ML)	
商標制度	⑯実体審査の有無及び審査事項	無。審査は、方式要件についてのみ行われる。 (付属文書4 商標 第14条)
	⑰審査請求制度の有無	無。
	⑱優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑲出願公開制度の有無	有。 (付属文書3 商標 第14条)。
	⑳異議申立制度の有無	有。出願の公開から3月以内に、何人も、異議申立することができる。 (付属文書3 商標 第15条)
	㉑無効審判制度の有無	無効審判制度：無。無効審判制度はないが、利害関係者又は公訴官は商標の無効をマリの管轄裁判所に提訴することができる (付属文書4 商標 第28条)。
	㉒不使用取消制度の有無	有。継続して5年以上の不使用については、何人も不使用取消をマリの管轄裁判所に請求することができる。 (付属文書4 商標 第23条)
	㉓商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟) (付属文書3 商標 第10条)
	㉔図形要素の分類	無。
	㉕譲渡要件	無。商標権は、営業の譲渡を伴うことなしに譲渡できる。 (付属文書4 商標 第30条)
㉖費用 単位 FCFA (フラン・シーファ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 360,000 FCFA 追加(1区分あたり) 75,000 FCFA	
	[商標権維持に掛かる費用] 存続期間更新料 500,000 FCFA 追加(1区分あたり) 100,000 FCFA	
㉗料金減免措置の有無	無。	